単　位　事　務　名	
期　末　手　当 〈コード〉０３１４	
根拠及び参考法令	鹿児島県職員の給与に関する条例　【職員給与条例第19条】 鹿児島県学校職員の給与に関する条例　【学校職員給与条例第10条】 鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例　【昭和26年12月19日条例59号】 鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例の運用方針　【昭和39年２月21日】 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則　【昭和44年５月21日規則50号】 鹿児島県学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 【平成２年12月26日規則15号】 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例　【第５条の３第１項】 給与関係コード表（職コミ・ライブラリ掲載）　【県発行】 鹿児島県職員給与データ収集・配信システムマニュアル【平成25年5月企画部情報政策課】 給与事務処理要綱　【平成５年12月24日会計課長通知】
項　目	処　理　方　法
支給対象	１　基準日（６月１日，12月１日）に在職する職員のうち，下記に該当するものを除いて，支給される。(※フルタイム勤務の再任用職員を含む) (1)　無給休職者　（地方公務員法第28条第２項第１号（以下「法」という。）該当者のうち無給の者） (2)　刑事休職者　（法第28条第２項第２号該当者） (3)　停　職　者　（法第29条第１項該当者） (4)　専従休職者　（法第55条の２第１項ただし書による許可を受けている者） (5)　育児休業職員 ただし，６月１日・12月１日の各基準日に育児休業をしている職員のうち，基準日以前６箇月以内の期間における全期間を通じて育児休業（停職，専従休職若しくは休職等の期間を含む）をしている職員以外の職員には，期末手当を支給する。 なお，在職期間の算定について，育児休業をしている期間は，その２分の１の期間を除算する。 (6)　無給派遣職員（外国の公共機関等派遣職員の処遇条例第３条第１項該当者及び公益的法人等への職員の派遣条例第３条第１号該当者のうち無給の者） (7)　自己啓発等休業職員 (8)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者 (9)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法28条第４項（欠格条項）の規定により失職した者 (10)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者で，その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

項　　目	処　　理　　方　　法

支　給　額

2　基準日前１カ月以内に退職又は死亡した職員のうち，下記に該当する者を除いて支給される。

(1)　欠格条項該当の失職者（法第28条第４項該当者（第16条第１号該当者を除く））

(2)　懲戒免職者（法第29条該当者）

(3)　基準日に職員（他の給与条例適用者を含む）として在職している者

（注）退職後再採用又は身分切替等により基準日現在職員である者は支給要件１に該当するので２では除かれる。

(4)　退職後引続き国又は他の地方公共団体の職員となった者

(5)　休職者（給与条例第20条第１項該当者を除く）停職者，専従休職者，育児休業職員又は無給派遣職員である期間中に退職又は死亡した者

基　準　日	６月１日	12月１日	年　間　計
支　給　日	６月30日	12月10日	
支　給　額	期末手当基礎額の 122.5／１００	期末手当基礎額の 137.5／１００	２６０／１００
フルタイム勤務の再任用職員	６５／１００	８０／１００	１４５／１００

ただし，支給日が週休日にあたるときは，それぞれの日前においてその日に最も近い週休日でない日

1　期末手当の額は上記支給額に，下表による割合を乗じた額

在　職　期　間	割　　合
６　月	１００分の１００
５月以上６月未満	１００分の　８０
３月以上５月未満	１００分の　６０
３月未満	１００分の　３０

2　計算方法

期末手当基礎額

給料月額＋教職調整額＋給料の調整額＋扶養手当＋加算額

①　②　③　④　⑤

①給料月額 ･･････ 最低保障額を含みカット前の金額（３級加算額を含む）

②教職調整額 ････ ①の４％

③給料の調整額 ･･ 経過措置まで含んだ額

④扶養手当 ･･････ 手当額のまま

⑤加算額 ･････････ (①＋②＋③)×加算割合

加算割合について

・行政職給料表・医療職給料表の適用者については職務の級により加算割合率が決定される。　【県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則第８条】

・教育職給料表（二）・教育職給料表（三）の適用者は職務の級により加算割合が決定される。　【学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第２条】

項　　目	処　　理　　方　　法

在　職　期　間

1　在職期間の計算

(1)　合算するもの　　基準日以前６ヶ月以内の期間に引き続かない給与条例の適用を受ける在職期間。

(2)　通算するもの　　他の給与条例の適用を受ける職員期間及び引き続いた国又は他の地方公共団体の職員期間。

(3)　除算するもの　　停職者，専従休職者であった期間。

(4)　$\frac{1}{2}$除算するもの　　休職期間（公務上傷病及び特例法第14条による結休期間を除く），育児休業期間（部分休業は除算の対象としない），家族看護欠勤期間，自己啓発等休業期間，育児短時間勤務期間（当該期間に算出率を乗じて得た期間の２分の１除算）

(5)　１ヶ月以上にわたるときは月計算（月は月の対応日による）残余期間については30日を１月として計算する。

2　休職者等の事例

	基準日現在該当する場合	基準日前６ヶ月に含まれる場合
公務上の休職（通勤災害を含む）	全額支給	全額支給
特例法による結核休職	全額支給	全額支給
普通休職	期間の$\frac{1}{2}$除算 $\frac{80}{100}$支給	期間の$\frac{1}{2}$除算
無給休職	支給しない	期間の$\frac{1}{2}$除算
病気（療養）休暇	全額支給	全額支給
長期研修	全額支給	全額支給
専従休職	支給しない	期間除算
育児休業	全期間　支給しない それ以外　支給する	期間の$\frac{1}{2}$除算 ※1月以下の休業期間は除算しないこと
看護欠勤	全期間　支給しない それ以外　支給する	期間の$\frac{1}{2}$除算
停職	支給しない	期間除算
自己啓発等休業	支給しない	期間の$\frac{1}{2}$除算
育児短時間勤務	当該期間に算出率を乗じて得た期間の$\frac{1}{2}$	当該期間に算出率を乗じて得た期間の$\frac{1}{2}$

項　　目	処　　理　　方　　法
	休職者に対する期末手当の算出方式 問　基準日（12月１日）現在，県職員の給与条例第20条第２項の規定により 100分の80の休職給を支給されている休職中の職員に対する期末手当支給の計算方式を具体的に示されたい。 答　基準日以前６箇月の全期間が休職である場合には，次のような算式により休職者給与として支給日に支給することとなる。 期末手当基礎額 × (注１)137.5／１００ × (注２)６０／１００ × (注３)８０／１００ ＝支給額 （注１）１２月期の期末手当の支給割合 （注２）在職期間率(県職員の期末手当の支給に関する条例第４条第２項第３号の規定により在職期間は３箇月となる) （注３）県職員の給与条例第20条第２項の規定による休職者給与の支給割合 ※　休職者給与の支給割合を乗ずる直前の段階での円未満の端数処理は行わない。

育児休業者への期末・勤勉手当支給について

参考例（基準日がいずれも12月１日の場合）

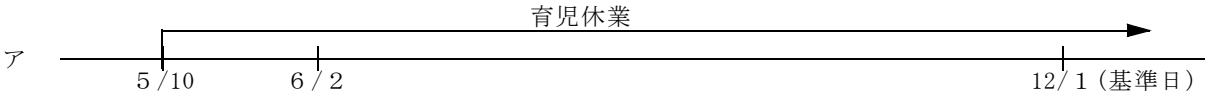

★期末手当……支給されない。

★勤勉手当……支給されない。

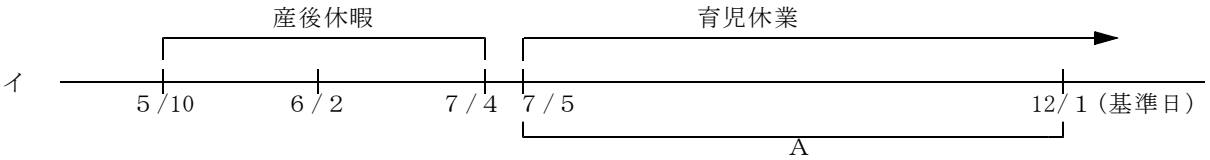

★期末手当……支給される。

在職期間の算定（現行どおり）６ヵ月－（A×1/2）

★勤勉手当……実際に勤務した期間がないため支給されない。

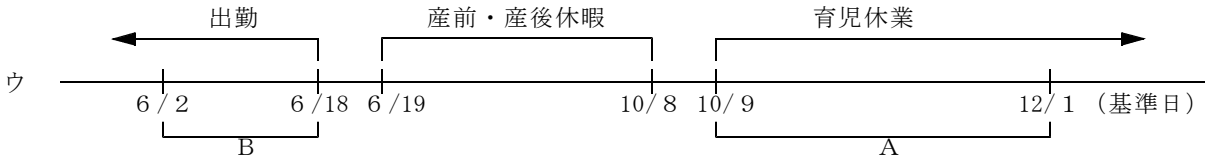

★期末手当……支給される。

在職期間の算定（現行どおり）６ヵ月－（A×1/2）

★勤勉手当……支給される。

勤務期間の算定（現行どおり）６ヵ月－A

（注）Bの期間に,実際に出勤した日がない場合は勤勉手当は支給されない。

（Bの期間が病休・年休・週休日・祝日等であっても，実際に出勤した日がない場合は支給されない。）